

広げよう！雇用の輪。つなげよう！愛媛の力。

え がお

愛顔のえひめ特別支援学校技能検定と 障がい者雇用促進セミナーのご案内

技能検定の詳細については、別添のリーフレットをご覧ください。技能検定のみご覧いただく場合、お申し込みの必要はありません

生徒の頑張る姿の見学と、精神・発達障害の特性や職場での配慮を学ぶ講座を通じて、共に働くための実践的知識を提供します。皆様の積極的なご来場をお待ちしています。

日 時：令和8年1月17日(土)13:00～15:00

★技能検定は、10:00～15:00

場 所：愛媛県生涯学習センター（松山市上野町甲650番地）

※ 障がい者雇用促進セミナーの会場は、3F 第2・3研修室

セミナー日程

12:30	13:00	13:30	14:10	15:00
受付	特別支援学校における就労支援	技能検定見学	精神・発達障害者しごとサポート養成講座（※）	質疑等

※ 参加は無料ですが、セミナーにつきましては、定員が60名のため、あらかじめお申し込み願います。（定員になり次第締め切らせていただきます。）

精神・発達障害者しごとサポート養成講座（※）の概要

- ◆内 容 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上のポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット 講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。



セミナーのお申し込み方法

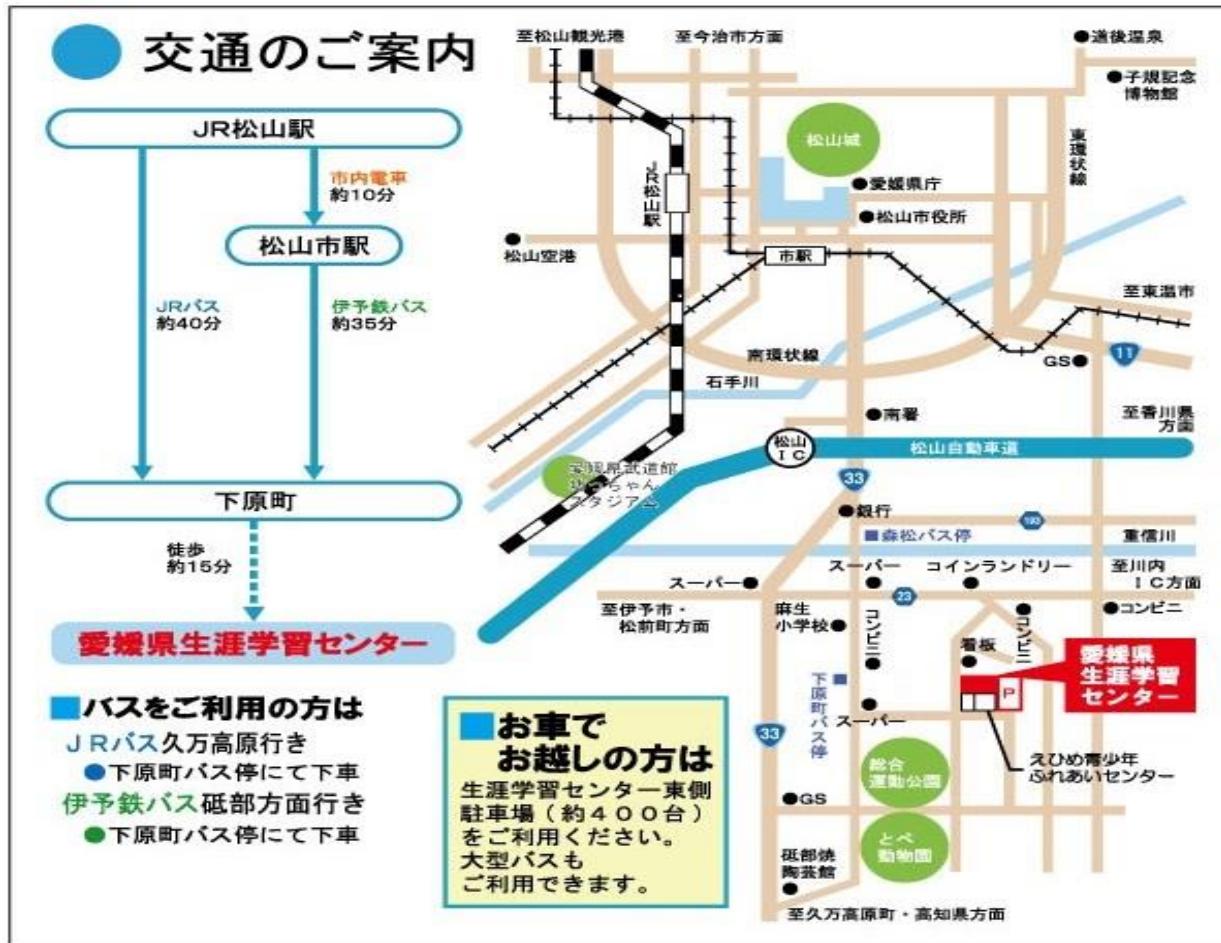
WEBサイトからお申し込みください。

令和8年1月9日（金）までに下記参加申込URLまたは、右の二次元バーコードから、アクセスいただき「参加申込フォーム」よりお申し込みください。

<https://forms.office.com/r/9M1JYEnZHz>



会場案内



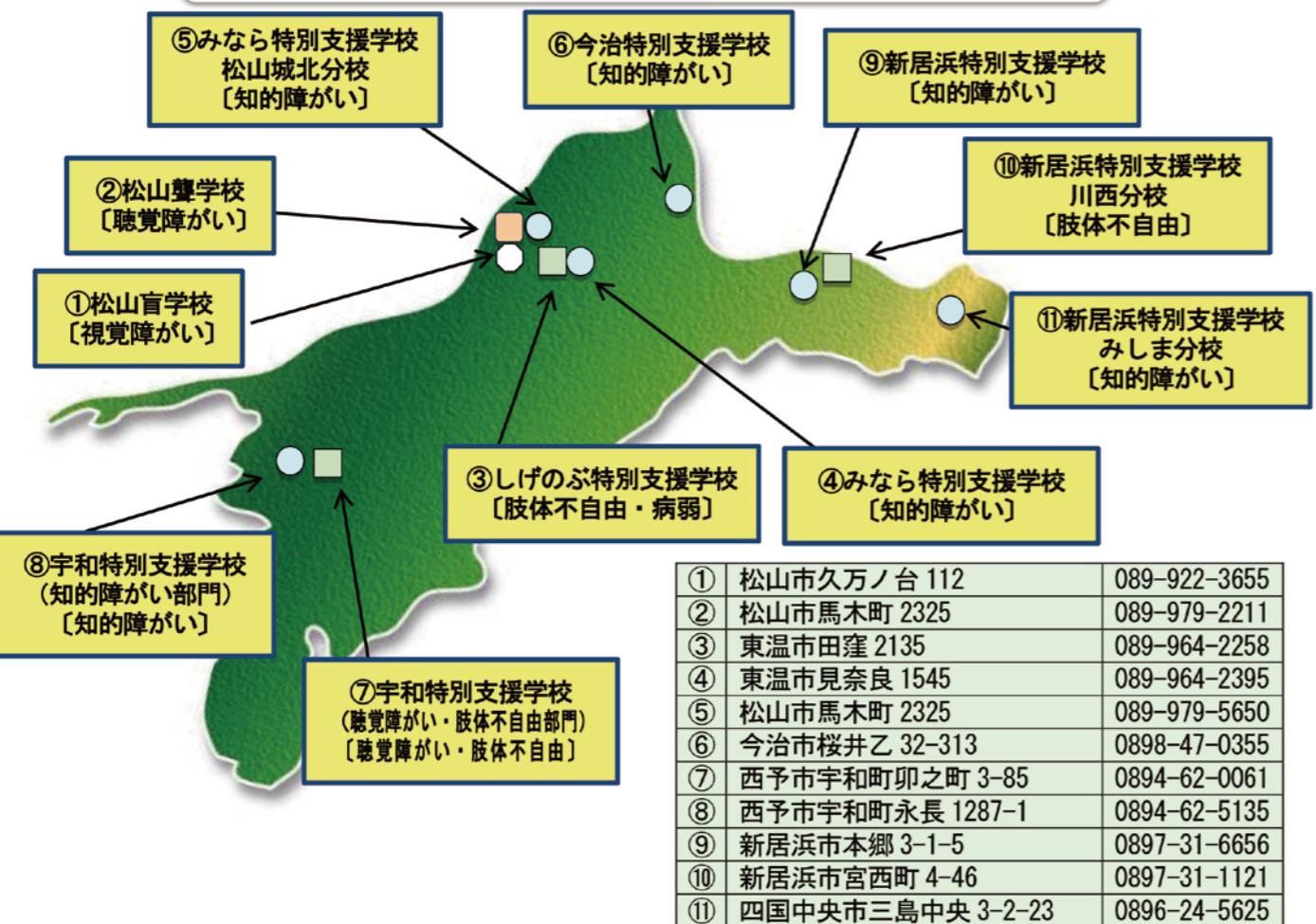
セミナーの
お問い合わせ

愛媛労働局 職業安定部 職業対策課
住 所： 松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎
電 話： 089-941-2940
E-mail： ehime-shougai2025@mhlw.go.jp
担 当： 田村、山田

技能検定の
お問い合わせ

愛媛県教育委員会 特別支援教育課
住 所： 松山市一番町4丁目4番地2
電 話： 089-912-2967

愛媛県の県立特別支援学校



～職場(現場)実習にご協力をお願いします～

現場実習では、実際の職場で働くことを経験する中で、職場のルールや人間関係の大切さ、自分の役割に責任をもって最後までやり遂げることの重要性など職業生活を送るために必要な事柄を学びます。また、社会の中で働く充実感や感謝される喜びを味わうことで、自分から仕事に取り組む意欲を高めるよい機会となっています。さらに、実習で学んだことが、その後の学習や生活に生かされ、進路選択や進路決定に大いに役立ちます。

各特別支援学校の高等部では、年に1～2回(6月及び10月～11月頃)、3日～3週間程度、様々な事業所にご協力をいただき、現場実習を実施しています。現場実習の意義をご理解いただき、学校生活で培った力や一人一人の可能性を試す機会をご提供いただきますようお願いします。

- ・就業時間や仕事内容は、事業所の規則に準じます。
- ・労働に対する報酬などは必要ありません。
- ・生徒の実習は、学校や保護者が協力して支援します。
- ・実習中は、教員が巡回指導または引率指導を行います。
- ・実習中のけが等は、日本スポーツ振興センターの保険が適用されます。

問合せ先

愛媛県教育委員会 特別支援教育課

松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2967



愛媛県イメージアップキャラクター みきやん

目標に向かってチャレンジ!

令和7年度愛顔のえひめ特別支援学校

技能検定



特別支援学校生徒が、日頃の学習で身に付けた作業能力をいかして検定にチャレンジ!!

企業関係者の評価をもとに、県教育委員会が1級から10級に認定します。

清掃

- 事務所清掃
- 机拭き
- 自在ぼうき
- 水拭きモップ
- ダスタークロス
- 掃除機



接客

- 喫茶サービス



販売実務

- 商品化
- 運搬・陳列



情報

- 文字入力
- 文書作成



～第24回県検定・第12回地区検定 開催予定～

〈県検定〉令和8年1月17日(土) 10:00～15:30(予定)

清掃サービス、接客サービス、販売実務サービス、情報サービス部門

場所:愛媛県生涯学習センター(松山市上野町甲650番地)

〈地区検定〉

※清掃(基本種目)のみの開催となります

東予 令和7年12月24日(水) 場所 新居浜特別支援学校

中予 令和7年10月18日(土) 場所 みなら特別支援学校

南予 令和8年1月10日(土) 場所 宇和特別支援学校(知的障がい部門)

愛媛県教育委員会 特別支援教育課

検索

詳しくはHPで



えがお 第23回愛顔のえひめ特別支援学校技能検定

令和7年7月28日（月）に県生涯学習センター及び県総合教育センターで開催し、延べ133名の生徒が4部門7種目の技能検定に挑戦しました。緊張しながらも一生懸命努力してきた自分を信じ、目標達成に向け真剣に取り組みました。



第23回の検定結果

部門	級 種目	1級	2級	3級	4級	5級～	合計
清掃	事務所清掃①	7	4	2	0	1	14
	事務所清掃②	2	2	4	1	2	11
接客	喫茶サービス	0	8	5	6	3	22
販売 実務	商品化	14	6	5	0	3	28
	運搬・陳列	2	1	5	0	2	10
情報	文字入力	3	4	7	14	10	38
	文書作成	1	1	1	0	7	10
	計	29	26	29	21	28	133

受検者の感想

- とても緊張したけど良い経験になりました。どんな時も笑顔を忘れないでいようと思いました。
- 緊張しましたが、練習でしたことを思い出して最後までミスをしないように気を付けました。
- 自分の弱点を知れたので克服できるように頑張りたいです。
- 袋詰めがうまくできたので、卒業して社会人になったときは、この力を生かしたいです。
- 初めての県検定で、不安と緊張で一杯だったけど、落ち着いて検定に挑むことができました。3級だったけど、またリベンジしたいです。

保護者の感想

- 就職する前に、接客に対する心構えを経験することは、実際働き出してからの参考になると思います。自分のよいところ、悪いところが分かり、将来に役立つと思います。
- まだまだ経験が必要なことが多い中、よい体験ができました。こちらが「そうなんだ。」ということをいろいろ教えてくれています。いろいろな生活の場で生かせる技能であることを話しています。
- 清掃は苦手だと言っていましたが、今では自信がつき、仕事につなげていくような前向きな考え方を持つようになりました。

来場された企業関係者の感想

- みなさん一生懸命で、すばらしく輝いて見えました。
- 運搬・陳列の見学が印象的でした。特にバックヤードに戻る際の一礼や賞味期限切れの報告など、ポイントが細かく分けられており、興味深かったです。
- 技能検定について、もっと多くの人に知ってほしいと感じました。

《技能検定審査員協力企業一覧》

- ☆一般社団法人愛媛ビルメンテナンス協会：愛媛県ビル管理協同組合／株第一開発／株トータル・ビル・サービス／愛媛管財株／株西村商事／株長崎商事／有クリーン・メンテナンス・エイゼット／株和光ビルサービス／株クロスサービス／太平ビルサービス松山支店
- ☆愛媛県喫茶業生活衛生同業組合：カフェ 子やぎのさんぽ
- ☆愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合：有大和屋本店旅館／株奥道後国際観光／株古湧園／株四国道後館
- ☆オール日本スーパーマーケット協会：株セブンスター／株フジマート四国
- ☆日本チェーンストア協会：株フジ
- ☆CGCグループ：株大屋
- ☆愛媛県情報サービス産業協議会：株ユイ・システム工房
- ☆愛媛県中小企業家同友会：株フェローシステム／同発達の木／株マルブン／有さくら

1級認定証授与式



9月5日（金）、愛媛県庁において、1級の認定を受けた受検者に高岡教育長から認定証を授与しました。

技能検定の意義

☆企業関係者の方に生徒の力を見ていただすることで、特別支援学校生徒への理解を深め、生徒の働く場の拡大につなげます。

☆目標をもってチャレンジすることが、将来、自分の役割を果たしながら社会の中で自分らしい生き方をしていくとする意欲につながります。

卒業の様子

特別支援学校の学習で身に付けた作業能力をいかして、就職先でがんばっています！



僕は、ミウラジョブパートナー株式会社に就職しました。主な仕事は、会社の中の階段や、ロビーの清掃の他、さまざまな建物の清掃作業を行っています。4人のメンバーと共に、仕事を行っています。毎朝の朝礼では、会社のモットーをみんなで唱和して、ルールを確認し合います。日々、仕事にきちんと取り組んでいる事で、充実した1日を過ごしています。

今治特別支援学校R6年度卒業生 作間 功基
〔第22回 事務所清掃① 1級 取得〕

毎日、元気に出社し、気持ちの良い挨拶をすることが出来ています。清掃作業を担当してもらっていますが、先輩社員とコミュニケーションを取りながら頑張って取り組んでいます。技能検定で取得した事務所清掃1級のスキルは、仕事においても大いに役立っており、今後の更なるスキルアップに繋がるものと期待しています。

また、仕事だけでなく、クラブ活動でも頑張って取り組んでいて、充実した日々が過ごせているのではないかと思います。
(担当者、スタッフ談)



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。 (令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3 % ⇒	2.5 % ⇒	2.7 %
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point ②

除外率が引き下げられました。 (令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5 %
・建設業 　・鉄鋼業 　・道路貨物運送業 　・郵便業（信書便事業を含む）	10 %
・港湾運送業 　　・警備業	15 %
・鉄道業 　・医療業 　・高等教育機関 　・介護老人保健施設 　・介護医療院	20 %
・林業（狩猟業を除く）	25 %
・金属鉱業 　　・児童福祉事業	30 %
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35 %
・石炭・亜炭鉱業	40 %
・道路旅客運送業 　　・小学校	45 %
・幼稚園 　・幼保連携型認定こども園	50 %
・船員等による船舶運航等の事業	70 %



Point
③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point
④

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。

②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。